

商工こすど かわら版

第201号
小須戸
商工会



「協会けんぽ」平成二十九年度の
保険料率の確定について

変更時期	平成29年 3月分から (4月納付分)	《参考》 平成28年 9月分から (10月納付分)
介護保険第2号被保険 者に該当しない場合	9.69%	9.79%
介護保険第2号被保険 者に該当する場合 (40歳以上65歳未満)	11.34%	11.37%

全国健康保険協会「協会けんぽ」の平成二十九年度の都道府県単位保険料率が確定しましたのでお知らせします。

中小企業等経営強化法のご紹介

中小企業等経営強化法とは、中小企業・小規模事業者・中堅企業等を対象として、各事業所管大臣による事業分野別指針の策定や、中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等の特例措置を規定した法律です。

【概要】
一、事業分野の特性に応じた経営力向上のための指針の策定
事業所管大臣は、事業者が行うべき経営力向上のための取組（顧客データの分析、ITの活用、財務管理の高度化、人材育成等）について示した「事業分野別指針」を策定します。
※中小企業庁ホームページにおいて公開されています。
二、中小企業・小規模事業者等による経営力向上のための取組の支援

①経営力向上計画の
認定及び支援措置

中小企業・小規模事業者等は、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取組内容などを記載した、事業計画（「経営力向上計画」）を作成します。計画の認定を受けた事業者は、機械及び装置の固定資産税の軽減（資本金一億円以下の会社等を対象、三年間半減）や金融支援等（低利融資、債務保証等）の特例措置を受けることができます。

②認定経営革新等
支援機関による支援
認定経営革新等支援機関として、商工会でも計画策定の支援を行っています。

③手続きについて
申請書類は実質二枚です。郵送による送付も可能となっています。

中小企業等経営強化法の
制度拡大に関するセミナー開催

中小企業等経営強化法は平成二十九年四月より制度が拡大されます。経営力向上計画の策定を検討されている方はぜひご参加ください。

【日時】
平成二十九年三月十七日（金）
午後一時三十分～三時

【内容】
中小企業等経営強化法の
制度拡大について

※主な改正点
・固定資産税の軽減措置の対象設備が拡大
・「中小企業経営強化税制」（法人税の特別償却・税額控除）が創設

【会場】
万代島ビル 十一階 会議室
（新潟市中央区万代島五・一）

【定員】百名（先着順）
【参加費】無料
【申込み】
商工会に申込書がございましたので、お問合せ下さい。

**「労働保険」年度更新手続きの
1準備を!**

商工会に「労働保険」の事務委託をされている会員事業所にあつては、前年度保険料の確定精算と次年度概算保険料算定のための手続きとして「年度更新」が必要です。

労働保険の保険料計算は、毎年四月から翌年三月までの一年間に従業員に支払った給料額や建設業等の労働保険にあつては、同期間に完了した元請工事金額に基づいて算定し、保険料を精算・納付していただくこととなります。

今月末が年度末となりますので、関係書類(従業員給料の賃金台帳や工事の請負契約書等)の作成・整備をお願いいたします。

なお、「年度更新」のための保険料の申告手続きに関する書類については、月末に商工会より送付いたします。

**労働条件の確認を
してみませんか**

厚生労働省では、事業場における労務管理等の知識不足によるトラブル

の発生を防止するため、使用者に対する労働関係法令等の周知にかかるとる取組みを強化しています。この度、事業主が労務管理や安全衛生管理上のポイントについて、診断を受けられるサイト「スタートアップ労働条件」を開設しましたのでご案内します。

【概要】

事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイトです。事業場の規模等の必要な情報を入力し、設問に回答することにより、診断を受けられます。

【ホームページ】

「スタートアップ労働条件」と検索していただくと、ご覧いただけます。

まもなく平成二十八年分

確定申告・納付期限です

まもなく所得税・消費税の確定申告・納付期限となります。お済みでない方はお急ぎください。

・所得税

平成二十九年三月十五日(水)

・個人事業者の消費税・地方消費税

平成二十九年三月三十一日(金)

※振替納税ご利用の場合、所得税の

振替日は四月二十日(木)、消費税・地方消費税の振替日は四月二十五日(火)です。

「無料法律相談」

開催のお知らせ

弁護士による無料法律相談会を左記のとおり開催いたします。商売に關らず、どのようなことでも相談に応じますのでご利用ください。

【日時】

平成二十九年四月四日(火)

午前十時～十二時まで

※一組三十分まで

【相談員】板垣 剛 弁護士

【会場】小須戸商工会館

相談には事前の予約が必要ですので商工会までお申し込みください。

(公財)新潟市産業振興財団の

各種補助金の「案内(予告)」

公益財団法人新潟市産業振興財団(通称・新潟PC財団)では各種支援事業を行っています。今後募集が開始される各種補助金について、紙面の都合上、一部となりますがご紹介いたします。なお、内容については予告なく変更される場合がありますのでホームページ等で確認ください。

【技術開発補助金】

自社製品の生産性強化や品質の向上、新事業への展開、新製品開発など、自社の利益に結び付く研究・技術開発に最大五十万円補助します(補助率三分の二)。

募集期間は平成二十九年四月三日(月)から平成二十九年四月二十八日(金)まで。

【新販路開拓ツール活用補助金】

自社製品または自社サービスの新たな販路を開拓するために、プロモーションツールを活用した販促活動に最大二十万円補助します(補助率三分の二)。

募集期間は平成二十九年四月三日(月)から平成二十九年四月二十八日(金)まで。

【お申し込み・お問い合わせ先】

(公財)新潟市産業振興財団

ビジネス支援センター

〒951-8061

新潟市中央区西堀通六番町

八六六番地 NEX T21 十二階

電話：〇二五・二二六・〇五五〇

メール：info@nigata-ipc.or.jp

ホームページ

<http://nigata-ipc.or.jp/>